



島根県報

平成21年2月13日（金）

号外第17号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

（水 産 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

- (1) 小型機船底びき網漁業の地方名称を定めることとした。（第6条関係）
- (2) 宍道湖、神西湖、神戸川等においてしじみ漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。（第7条関係）
- (3) 小型機船底びき網漁業及びしじみ漁業（以下「漁業」という。）の許可に係る規定の整備（第8条—第28条関係）
- (4) 漁業取締りに係る措置に関する規定を定めることとした。（第61条—第65条関係）
- (5) 漁業の許可を受けた者は、漁獲成績報告書を毎年知事に提出しなければならないこととした。（第68条関係）
- (6) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとした。

規 則

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県内水面漁業調整規則（昭和39年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第6条」に、「第2章 水産動植物の採捕の許可（第6条—第27条）」を

「第2章 漁業の許可（第7条—第27条）」

第3章 水産動植物の採捕の許可（第28条—第49条）」に、「第3章」を「第4章」に、「第28条—第41条」を「第50

条—第68条」に、「第4章」を「第5章」に、「第42条—第45条」を「第69条—第72条」に改める。

第45条を削る。

第44条中「第42条」を「第69条」に改め、同条を第71条とし、同条の次に次の1条を加える。

第72条 第11条第3項、第12条、第17条、第18条、第20条第1項若しくは第2項、第23条第2項、第25条第4項若しくは第5項、第32条第3項（第60条第9項において準用する場合を含む。）、第33条、第37条、第38条、第40条第1項若しくは第2項、第45条第2項又は第60条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第43条中「第10条第1項（第39条第9項）」を「第11条第1項、第13条第1項若しくは第2項又は第32条第1項（第60条第9項）」に改め、「又は第36条第10項」を削り、同条を第70条とする。

第42条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第15条、第28条、第35条、第50条第1項、第51条から第59条まで又は第60条第6項の規定に違反した者

第42条第1項第2号中「第12条、第26条第1項、第36条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）」を「第14条、第26条第1項、第34条、第48条第1項」に、「第39条第4項」を「第60条第4項」に改め、同項第3号中「第26条第1項」の次に「又は第48条第1項」を加え、「採捕の停止の」を削り、同項第4号中「第28条第2項」を「第50条第2項、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は第64条」に改め、同条を第69条とする。

第4章を第5章とする。

第3章中第41条を第67条とし、同条の次に次の1条を加える。

(漁獲成績報告書の提出)

第68条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項の規定及び第7条の規定による漁業ごとに、次の表の中欄に掲げる漁獲成績報告書を同表の右欄に掲げる提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
しじみ漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

第40条を第66条とする。

第39条第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「別記様式第12号」を「別記様式第15号」に改め、同条第3項中「別記様式第13号」を「別記様式第16号」に改め、同条第4項中「ある」を「できる」に改め、同条第8項中「この場合において」を「この場合において、」に、「交付する。」を「交付する」に改め、同条第9項中「第10条」を「第32条」に改め、同条を第60条とし、同条の次に次の5条を加える。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第61条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

2 前項前段の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。

3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第1項後段の規定による停泊期間は、10日間を超えないものとする。

(船長等の乗組み禁止命令)

第62条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前項の場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(無許可船に対する停泊命令)

第63条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

2 前項の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。

3 第1項の場合には、第61条第3項及び第4項の規定を準用する。

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第64条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定して、専ら当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを

命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることができる。

(停船命令)

第65条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 別記様式第17号による信号旗Lを掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第38条を第59条とする。

第37条第1項中「第34条」を「第56条」に改め、同条第2項中「別記様式第11号」を「別記様式第14号」に改め、同条を第58条とする。

第36条を削る。

第35条を第57条とする。

第34条の表 (神戸川支流) の項中 「(神戸川支流)」を「(神戸川支流)」に、「内藤川河口」を「新内藤川河口」に改め、同条を第56条とする。

第33条を第55条とし、第32条を第54条とし、第31条を第53条とする。

第30条第1項中「水産動物は」を「水産動物のうち」に改め、同条を第52条とする。

第29条第1項中「期間に」を「期間中、」に改め、同条を第51条とする。

第28条を第50条とする。

第3章を第4章とする。

第27条第1項中「第23条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条第2項中「その許可」を「当該許可」に改め、第2章中同条を第49条とする。

第26条第1項中「ある。」を「できる。」に改め、同条第2項中「者が、」を「者が」に改め、同条第3項中「ある」を「できる」に改め、同条第5項中「第24条第2項」を「第46条第2項」に改め、同条を第48条とする。

第25条第1項中「6箇月」を「6月間」に、「ある」を「できる」に改め、同条を第47条とする。

第24条第1項中「第20条」を「第42条」に改め、同条を第46条とする。

第23条第2項中「2箇月」を「2月」に改め、同条を第45条とする。

第22条中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第44条とする。

第21条第1項中「漁業調整上」を「漁業調整のため」に、「第6条」を「第28条」に、「第13条」を「第35条」に改め、同条第2項中「きく」を「聴く」に改め、同条を第43条とする。

第20条を第42条とする。

第19条第1項第3号中「保護培養上」を「保護培養のため」に改め、同条第4項中「きく」を「聴く」に改め、同条を第41条とする。

第18条を第40条とする。

第17条第1号中「第14条の」を「第36条第1項の規定による」に改め、同条第2号中「第15条」を「第37条」に改め、同条第3号中「第23条第2項」を「第45条第2項」に改め、同条第4号中「第26条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条を第39条とする。

第16条を第38条とする。

第15条中「別記様式第8号」を「別記様式第13号」に改め、同条を第37条とする。

第14条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第12号」に改め、同条第2項中「第7条第6項」を「第29条第6項」に改め、同条を第36条とする。

第13条を第35条とし、第10条から第12条までを22条ずつ繰り下げる。

第9条中「別記様式第6号」を「別記様式第11号」に改め、同条を第31条とする。

第8条第3項中「きいて」を「聴いて」に、「ある」を「できる」に改め、同条を第30条とする。

第7条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第10号」に改め、同条第2項中「第21条」を「第43条」に改め、同条第6項中「命ずることがある」を「求めることができる」に改め、同条を第29条とする。

第6条ただし書中「ただし」の次に「、第5号に掲げるものであって漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可を受けて採捕する場合」を加え、「基づいて」の次に「採捕」を加え、同条第10号中「除く」を「除き、かごを含む」に改め、同条を第28条とする。

第2章を第3章とする。

第1章中第5条の次に次の1条を加える。

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第6条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業であつて、次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第三種漁業	貝けた網漁業

第1章の次に次の1章を加える。

第2章 漁業の許可

(漁業の許可)

第7条 次に掲げる河川又は湖沼において、しじみの採捕を目的として営む漁業(じょれんを使用するものに限る。漁業法第66条第1項の規定による小型機船底びき網漁業(同条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。)の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「しじみ漁業」という。)を営もうとする者は、同法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 宍道湖及びその流出入河川
- (2) 神西湖及びその流出入河川
- (3) 神戸川の本流及び支流

(許可の申請)

第8条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可(以下単に「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、同法第66条第1項の規定による漁業の許可にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、前条の規定による漁業の許可にあつては当該漁業ごとに、別記様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、当該申請者に対し、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可の有効期間)

第9条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第10条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に別記様式第6号の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第11条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第12条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第13条 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可を受けた者は、船舶の外部両舷側の中央部に別記様式第7号による許可番号の表示をしなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消される場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可の制限又は条件)

第14条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第15条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第16条 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第8号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第8条第2項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第17条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更が生じたときは、速やかに（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったときにおいて）、別記様式第9号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第18条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第19条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第16条第1項の規定による許可をした場合
- (2) 第17条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があった場合
- (3) 第23条第2項の規定による届出があった場合
- (4) 第26条第1項の規定により、漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けた場合
(許可証の返納)

第20条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

(許可をしない場合)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可をしない。

- (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(許可についての適格性)

第22条 漁業の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第23条 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散し、若しくは分割（当該漁業の許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第24条 知事は、漁業の許可を受けた者が、第22条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第25条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1

項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者は、1漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(漁業調整等のための許可の変更、取消し又は操業停止等)

第26条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることができる。

2 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての漁業の許可について行うことができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第1項及び第2項の場合には、第24条第2項の規定を準用する。

(許可の失効)

第27条 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散し、若しくは分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、第23条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、当該許可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

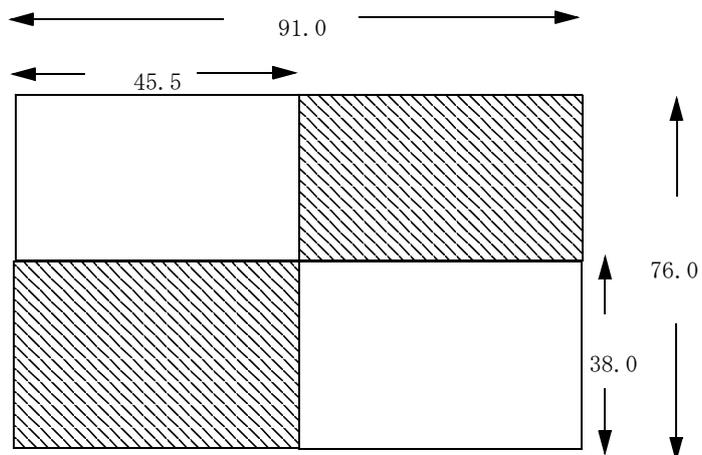
(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

様式第13号中「(第39条関係)」を「(第60条関係)」に、「使用船舶」を「使用する船舶」に改め、同様式を様式第16号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第17号 (第65条関係)



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字はセンチメートルを示す。

様式第12号中「(第39条関係)」を「(第60条関係)」に、「目的」を「採捕の目的」に、「使用船舶」を「使用する船舶」に、「所有者氏名」を「所有者の氏名」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第11号中「(第37条関係)」を「(第58条関係)」に、「第36条」を「第58条」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第9号及び様式第10号を削る。

様式第8号中「(第15条関係)」を「(第37条関係)」に、「〇〇網」を「〇〇網(漁法)」に、「書換交付」を「書換え交付」に、「

」を「

」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第7号中「(第14条関係)」を「(第36条関係)」に、「〇〇網」を「〇〇網(漁法)」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第6号中「(第9条関係)」を「(第31条関係)」に、「〇〇網」を「〇〇網(漁法)」に、「船舶」を「使用する船舶」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第5号中「(第7条関係)」を「(第29条関係)」に、「〇〇網」を「〇〇網(漁法)」に、「水産動植物採捕」を「水産動植物の採捕」に、「船舶総トン数」を「総トン数」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第4号の次に次の5様式を加える。

様式第5号（第8条関係）

〇〇漁業許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊦

下記により〇〇漁業の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 操業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第6号 (第10条関係)

許可番号 第 号

〇〇漁業許可証

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 漁業種類

2 操業区域

3 操業期間

4 使用する船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

5 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 制限又は条件

年 月 日

島根県知事



様式第7号（第13条関係）

漁 業	様 式
小型機船底びき網漁業のうち小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に掲げる手繰第3種漁業（漁業法第6条第5項第1号に規定する第1種共同漁業権の内容となり得る水産動植物の採捕を目的とするものに限る。）	内123

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

様式第 8 号 (第16条関係)

〇〇漁業許可の内容変更許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により〇〇漁業の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項目	現在の許可の内容	変更後の内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

様式第9号（第17条関係）

〇〇漁業許可証書換え交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟

下記により〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えをしようとする事項

項目	現在の許可証の記載内容	書換え後の内容

- 5 書換えを必要とする理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1章の次に1章を加える改正規定（第7条に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の島根県内水面漁業調整規則第6条又は第39条第1項の規定により採捕の許可を受けている者については、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の島根県内水面漁業調整規則（以下「新規則」という。）第28条又は第60条第1項の規定により採捕の許可を受けた者とみなし、新規則の規定を適用する。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。